

iPod nano（第一世代）の製品事故に係るApple Japan 合同会社（旧 アップルジャパン株式会社）からの定期報告について

1. iPod nano（第一世代）の製品事故が多数発生していることを受けて、経済産業省は、平成22年7月28日、Apple Japan合同会社（旧 アップルジャパン株式会社）に対して、消費生活用製品安全法第40条第1項に基づき、消費者に対する注意喚起及び再発防止策等について報告を指示し、同年8月4日に報告がありました。同報告を踏まえ、同年8月6日、同社に対して、今後の消費者に対する注意喚起及び再発防止の措置を講じるとともに、対策の実施状況を定期的に報告するよう指示しました。
2. また、同社は、その後も製品事故が発生したこと等を踏まえ、平成23年11月12日、ユーザーに対し該当製品の使用中止の要請及び製品本体の交換を行う旨をHP上で公表するとともに、同月14日、登録ユーザーに対して同内容を周知する電子メールを送付しています。さらに、同社は、平成25年3月15日、再度、登録ユーザーに対して同内容を周知する電子メールを送付するとともに、同年10月23日から同社のソフトウェア（iTunes）を使用して、対象機種種の登録ユーザーに無償で製品交換を行っていることを告知しています。

上記の通り、同社は、該当製品の無償交換を進めてきましたが、iPod nanoの生産終了に伴い製品交換が困難になったことから、令和2年4月10日、Appleギフトカード（2,000円分）との交換に対応を変更しています。
3. 令和3年3月15日付、本年1月分及び2月分の本体・バッテリー交換件数について報告がありました。具体的には、令和3年1月1日から31日まで、及び令和3年2月1日から28日の本体・バッテリー交換件数は、それぞれ96件及び85件となっています。また、当省の指示を踏まえ、同社が対策を開始した平成22年8月11日以降の本体・バッテリー交換件数の累計は306, 310件となっています。（次表参照）
4. 経済産業省としては、同社に対して対策の実施状況を定期的に報告するよう求めているところであり、引き続き、同社による対策の進捗状況を注視してまいります。

5. 消費者への注意喚起

iPod nano（第一世代）の該当機種をお持ちの方は、使用を中止するとともに、アップルサポートに連絡し、当該製品の交換プログラムに対応してください。

(Apple Japan 合同会社の問い合わせ先)

テクニカルサポート：0120-277-535

ホームページ：http://www.apple.com/jp/support/ipodnano_replacement/

(アップルサポート関連ページへのアクセス方法)

- ① 同社トップページ (<http://www.apple.com/jp/>) 上段の「サポート」をクリック。
- ② サポートページ (<http://www.apple.com/jp/support/>) 下部の「交換／リペアエクステンションプログラム」のうち「iPod nano (第1世代) 交換プログラム」をクリック。



表 本体・バッテリー交換件数の推移

期間	本体・バッテリー交換件数	当省指示を踏まえた対策開始 (平成22年8月11日以降)後の 累計交換台数
(参考) 平成22年6月～7月分	294件	—
平成22年8月分 (うち、11日～31日分)	5,527件 4,994件	— 4,994件
平成22年9月～12月分	6,139件	11,133件
平成23年1月～12月分	75,964件	87,097件
平成24年1月～12月分	54,938件	142,035件
平成25年1月～12月分	48,204件	190,239件
平成26年1月～12月分	37,814件	228,053件
平成27年1月～12月分	22,164件	250,217件
平成28年1月～12月分	19,715件	269,932件
平成29年1月～12月分	16,853件	286,785件
平成30年1月～12月分	9,096件	295,881件
平成31年1月～ 令和元年12月分	7,424件	303,305件
令和2年1月分～12月分	2,824件	306,129件
令和3年 1月分	96件	306,225件
2月分	85件	306,310件